

足場の組立て等作業主任者受講資格(従事経験年数)について

建設業労働災害防止協会愛知県支部

2015年7月1日より法改正により足場の組立て等特別教育が必要となりました。

経過措置として、2015年6月30日までに経験がある人は、2017年6月30日まで猶予期間。



受講申込書 業務の経験年数

- ① 2014年6月以前の証明であれば、2017年7月1日現在で経験3年以上となり OK
- ② 2014年7月1日の証明であれば、2017年7月1日現在で経験3年となり OK
- ③ 2015年6月末までに経験有、2017年6月末までに足場の組立て等特別教育を修了 → **修了証添付**
※2017年7月1日以降の教育修了者は修了日までの期間は経験期間から除かれるので注意すること
- ④ 2015年7月以降については、足場の組立て等特別教育修了日より3年間従事 → **修了証添付**
受講年齢は満18歳以上で3年間の実務経験から、21歳以上となることには変わりありません。

[足場の組み立て等作業主任者技能講習を申し込む方へ]
③と④に該当する方は、
足場の特別教育修了証を提出いただく必要があります。